



みんなで徹底しよう「三ない運動」

【概要】

- 明るくきれいな選挙を実現するための取り組みです。
- 贈らない！求めない！受け取らない！の3つの「ない」を実現しましょう。

市町村課選挙担当 TEL 028-623-2126

政治家は有権者に寄附を

贈らない！

◇政治家が選挙区内の人にお金や物を送ることは禁止されています。

<例えば>

- ・政治家が町内のお祭りに寄附したり、各種会合にお金を差し入れること。
- ・政治家の秘書が代理で出席して、政治家の香典(結婚祝)を選挙区内にある者に出すこと。
- ・政治家が町内会の野球大会に際してカップや記念品を贈ること。
- ・政治家が氏子である神社や檀家である寺(選挙区内にあるもの)の社殿や本堂修復のために寄附をすること。

などは罰則をもって禁止されており、処罰されると公民権停止の対象となります。



有権者は政治家に寄附を

求めない！

- 政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求することも禁止されています。
- 政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。
- 政治家名義の寄附を求めることも禁止されます。

政治家から有権者への寄附は

受け取らない！

- 寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



お歳暮やお年賀



入学祝・卒業祝



病気見舞い



秘書等が代理で出席する
場合の結婚祝



秘書等が代理で出席する
場合の葬式の香典



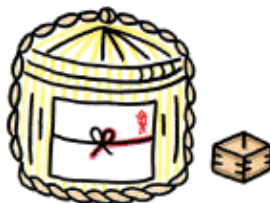
葬式の花輪・供花



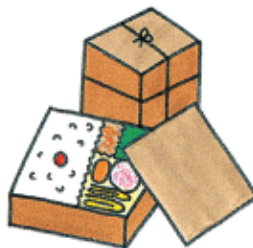
落成式・開店祝の花輪



町内会の集会や旅行などの
催物への寸志や飲食物の差入



お祭りへの寄附や差入



地域の運動会やスポーツ大会
への飲食物の差入

贈らない!
求めない!
受け取らない!